

富山県における遊休農地の情報提供の方法等の取扱いについて

平成30年12月6日

公益社団法人

富山県農林水産公社

(富山県農地中間管理機構)

富山県における遊休農地の情報提供の方法等の取扱いについては、農林水産省の通知（※）及び富山県農地中間管理事業規程によるほか、下記のとおりとする。

（※）「利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について」（平成29年10月30日付け29 経営第1751号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「留意事項」という。）

記

1 情報提供の報告様式

留意事項の記の1（2）の農業委員会から農地中間管理機構（以下「機構」という。）への情報提供の報告様式は、様式1のとおりとする。

2 取得基準に適合しないと判断された遊休農地の取扱い

（1）機構は、「農業委員会が利用意向調査を行った遊休農地の機構への情報提供」、又は「利用意向調査を行った農地の所有者等からの農地中間管理事業を利用する意思表明」に対し、取得基準に適合しないと判断したときは、様式2-1、又は様式2-2により農業委員会に通知する。

（様式2-1 利用意向調査を行った遊休農地の情報提供に対する結果通知）

（様式2-2 農地法第35条第1項に基づく通知に対する結果通知）

（2）農業委員会は、留意事項の記の3（1）により、上記（1）の通知のあった遊休農地について、改めて農地と判断した場合は、様式3により機構に通知する。

（様式3 農地に該当するか否かの判断通知）

（3）機構は、留意事項の記の3（2）により、様式4の遊休農地一覧表をホームページで公表するものとする。

（様式4 遊休農地一覧表（ホームページ公表用））

ただし、当分の間、個人情報の保護等に配慮し、公表する遊休農地は、農地中間管理事業を利用する意思表明をした所有者等に係るもので、かつ、本人が公表を希望した場合に限るものとす

る（様式5の通知により照会）。

（様式5　所有者等に対する取得基準に適合しない旨の通知）

3 ホームページでの掲載期間

遊休農地一覧表の掲載期間は、2年間とする。

4 施行時期等

この取扱いは、平成30年12月6日から施行し、平成30年度以降、上記2（1）の情報提供又は意思表明があった遊休農地について適用する。

市町村名：

年)利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表(令和

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表 【記入要領】

- 1 本様式は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。）第3の5(3)に基づき、農業委員会から農地中間管理機構への情報提供を行うために農業委員会が作成する。
 - 2 農地中間管理機構は、本様式の記載事項を参考に、農地中間管理権を取得する基準に適合するかを判断することから、農業委員会は、機構が判断をするのに十分な情報を記入する。
 - 3 農業振興地域外の遊休農地については記入しない。
 - 4 「2. 遊休農地の状況」、「3. 特記事項」、「4. 農業委員会」の各欄は、次のとおり記入する。
なお、「耕作に支障となる場合」とは、当該農地で一般的な耕作を行う場合を想定すること。
 - 「(1) 再生の難易度」欄は、荒廃の状況（雑草や竹木の繁茂、石礫や廃棄物等の混入、排水不良等）を踏まえ、耕作を再開するに当たっての難易度を低（容易）、中（中程度）、高（困難）で記入する。
 - 「(2) 基盤整備未実施」欄は、基盤整備が行われていない場合は○を記入する。
 - 「(3) 急傾斜・不整形・狭小」欄は、周辺農地と比較して傾斜が大きい場合や、区画が不整形・狭小で農業機械による作業に支障が生じるなど、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - 「(4) 日照不足」欄は、周囲を森林に囲まれて、日照が著しく阻害されており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - 「(5) 進入路無」欄は、当該農地に侵入するための道路がない場合は○を記入する。
 - 「(6) 水路・用水無」欄は、水路がない、地下水利用ができないなど、用水が確保できず、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - 「(7) 隣接農地との接続無」欄は、他の農地と隣接しておらず、団地化が見込めない場合は○を記入する。
 - 「(8) 境界未確定・不明等」欄は、境界が確定していない場合や、杭や畦畔で境界が判別できない場合、境界に関して隣接土地所有者と紛争等が生じている場合は○を記入する。
 - 「(9) 鳥獣被害等有」欄は、当該農地又はその周辺で鳥獣被害等が発生しており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。
 - 「(10) 登記状況」欄は、当該農地の登記状況について、登記済、相続未登記、仮登記有、抵当権有等の状況を記入する。
 - 「(11) 基盤整備・再生計画」欄は、当該農地について、基盤整備事業や荒廃農地を再生する事業の計画があれば、○を記入する。
 - 「(12) 人・農地プラン作成」欄は、当該農地の所在する地域で人・農地プランが作成されていれば、○を記入する。
 - 「(13) 受け手借受意向」欄は、当該農地の受け手の借受意向について、A（意向あり）、B（再生されること等の条件付きで意向あり）、C（意向なし）のように記入する。
 - 「(14) 特記事項」欄は、上記のほか、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う場合に参考となる事項を記入する。
(例) ①周辺一帯が遊休農地化しており一体的な解消が必要、②使用貸借可能、③土地改良賦課金有り、④直接支払制度を活用している地域、⑤周辺で企業が参入、⑥集落営農法人の活動エリア 等
 - 「(15) 担当農業委員・推進委員名」、「(16) 連絡先」欄は、当該エリアを担当している農業委員又は農地利用最適化推進委員の氏名、連絡先を記入する（必要に応じて農地中間管理機構から問い合わせを行う）。
- 5 本様式には次の資料を添付する。
- ①当該農地の位置図（所在が分かるもの）
 - ②当該農地の写真（荒廃状況や隣接土地の状況等、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う際に参考となるもの）

様式2-1

(機構→農委)

富農林水公第 号
年 月 日

(市町村) 農業委員会
会長 ○○ ○○ 殿

富山市舟橋北町4番19号
公益社団法人富山県農林水産公社
(富山県農地中間管理機構)
理事長 ○ ○ ○ ○

利用意向調査を行った遊休農地の情報提供に対する結果等
について(通知)

当公社の業務運営につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、 年 月 日付け 号にて、貴(市町村) 農業委員会から情報提供いただきました農地のうち、別添一覧表に掲げる農地につきましては、農地中間管理権を取得できる基準に適合しないので通知します。

また、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) 第4の(1)に基づく農地に該当するか否かの判断を行い、その結果を公社に通知願います。

なお、面積や形状等において比較的条件のよい農地については、農政担当課とも連携のうえ、引き続き、農地利用の最適化の推進に努めていただきますようお願いします。

(事務担当)
農地管理課 ○○
TEL 076-441-7395

農地中間管理権を取得できない農地一覧表

(市町村名:)

(機構→農委)

様式2-2

(機構→農委)

富農林水公第 号
年 月 日

(市町村) 農業委員会
会長 ○○ ○○ 殿

富山市舟橋北町4番19号
公益社団法人 富山県農林水産公社
(富山県農地中間管理機構)
理 事 長 ○ ○ ○ ○

農地中間管理権を取得する基準に適合しない旨の通知

当機構の業務運営につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、 年 月 日付け 第 号による農地法第35条第1項に基づく通知のありました農地について、農地中間管理権を取得しない旨、別紙写のとおり ○○ ○○様 他○名に通知しましたのでご連絡申しあげます。

なお、面積や形状等において比較的条件のよい農地については、農政担当課とも連携のうえ、引き続き、農地利用の最適化の推進に努めていただきますようお願いします。

(事務担当)
農地管理課 ○○
076-441-7395

農地中間管理権を取得できない農地一覧表

(市町村名:)

(機構→農委)

様式3

(農委→機構)

第 号
年 月 日

公益社団法人富山県農林水産公社

(富山県農地中間管理機構)

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(市町村) 農業委員会

会長 ○○ ○○ 印

「農地法の運用について」第4の(1)に基づく農地に該当するか否かの
判断結果について(通知)

年 月 日付け富農林水公第 号で依頼のあった標記については、別添一覧表のとおりです。

農地と判断したものの一覧表

(市町村名:)

(農委→機構)

樣式4

遊休農地一覽表(機構HP公表用)

様式5

(機構→農地所有者等)

富農林水公第 号
年 月 日

(農地所有者等住所)
(農地所有者等) 殿

富山市舟橋北町4番19号
公益社団法人 富山県農林水産公社
(富山県農地中間管理機構)
理 事 長 ○○ ○○ 印

農地中間管理権を取得する基準に適合しない旨の通知

貴殿から農地中間管理事業を利用する旨の意思表明をされた農地について、農地中間管理権の取得について関係機関を交え協議を行いましたが、現時点においては当機構の借受基準を満たしていないと判断しましたので、残念ながら借受けできない旨をご連絡申しあげます。

なお、引き続き、当公社のホームページにおいて2年間情報提供し、借受希望者を募ることもできますので希望する場合はご連絡ください。

※農地の所在・地番・地目・面積のみ公表

記

1. 対象となる農用地等

番号	所在地（大字・字・地番）	地目	面積（m ² ）	備考

2. 農地中間管理権を取得しない理由

対象農地が当機構の「富山県農地中間管理事業規程」第5条に規定する農地中間管理権を取得する農用地等の基準の第3号に適合しないと判断したため。

(参考)

農地中間管理権を取得する農用地等の基準

別紙のとおり

(連絡先)

電話番号 076-441-7395

担当者 農地管理課 ○○